予　防　行　政

第２　予防行政

１　火災予防運動

（１）火災予防運動概要

令和４年中の火災の発生状況は、発生件数 617 件、死者 19 人、負傷者 70 人で、前年に比べ発生件数は４件、死者は 11 人、負傷者は 18 人の減少となっている。出火原因は、たき火(74 件)、火入れ（56 件)、放火・放火の疑い(54 件)、たばこ(48 件)、こんろ(46 件)の上位５つで 45.1％を占めている。

また、近年における建築物の密集、高層化並びに生活様式の多様化などに伴い、火災の要因は複雑多岐にわたっている。

このような観点から、毎年春季及び秋季に県民の防火思想の高揚を図り、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的とした火災予防運動を実施している。

ア　秋季火災予防運動（令和４年 11 月９日～11 月 15 日）

「お出かけは　マスク戸締り　火の用心」を統一標語とし、次の７項目を重点目標とし、県内一斉に運動を展開した。

①　住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施、防炎品の周知及び普及促進、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進、地域の実情に即した広報の推進、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進、地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進など

②　乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底、火災予防広報の実施、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行、火気取扱いにおける注意の徹底、工事等における火気管理の徹底など

③　木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底、消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底、地域ぐるみの訓練等の実施の推進

④　放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力の向上、ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底、防火対象物における放火火災防止対策の徹底、効果的な放火火災被害の軽減対策の実施など

⑤　特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底、違反のある防火対象物に対する是

正指導の推進、防火管理体制と適切な維持管理の推進、消防用設備等の維持管理の徹底など

⑥　製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

⑦　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

催しを主催する者に対する指導、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導、火気器具を使用する屋台等への指導、照明器具の取扱いに係る指導など

イ　春季火災予防運動（令和５年３月１日～３月７日）

前年秋季の運動と同一の標語のもとに、秋季の重点目標７項目に「林野火災予防対策の推進」を加え実施した。

２　防火管理制度

（１）防火管理・防災管理実施状況

消防法第８条によって、多数の者が出入り又は勤務する防火対象物の管理について権原を有するものに、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用、取扱の監督等防火管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

また、消防法第 36 条では、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任して、防災管理に係る消防計画の作成のほか防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

防火対策と防災対策との一元化を図るため､防災管理対象物においては、｢防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされている。

消防機関としても、管理権原を有する者及び防火対象物・防災管理対象物の関係者の防火･防災に対する意識は火災等の災害の発生時の被害低減に重要な役割を果たすため、違反の早期是正に努めているところである。令和５年３月 31 日現在の県内の防火管理実施状況は〔第１表〕のとおりである。

（２）防火管理者講習・防災管理者講習

防火管理者・防災管理者の資格は、知事又は消防長の行う防火管理者・防災管理者資格附与講習を受講することにより取得することができ、令和４年度の県内の防火管理者資格附与講習実施状況は〔第２表〕のとおりである。

なお、高度な防火・防災管理が必要な特定防火対象物（収容人員が 300 人以上）等の甲種防火管理者及び防災管理者に対しては、一定期間（原則５年）ごとに再講習が義務付けられている。

第１表　県内の防火管理実施状況　　　　令和５年３月31日現在

防火対象物の区分 ＼ 事項			防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数		消防計画を作成している防火対象物数	
					選任率(%)		作成率(%)
１項	イ	劇場等	62	56	90.3	55	88.7
	ロ	公会堂等	2,060	1,561	75.8	1,443	70.0
２項	イ	キャバレー等	16	9	56.3	8	50.0
	ロ	遊技場等	107	102	95.3	97	90.7
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	41	38	92.7	36	87.8
３項	イ	料理店等	45	41	91.1	37	82.2
	ロ	飲食店	1,474	1,126	76.4	1,044	70.8
４　項		百貨店等	2,071	1,672	80.7	1,558	75.2
５項	イ	旅館等	529	510	96.4	502	94.9
	ロ	共同住宅等	1,296	844	65.1	766	59.1
６項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	38	38	100.0	37	97.4
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	24	22	91.7	22	91.7
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	67	65	97.0	60	89.6
		(4) 無床診療所、無床助産所	278	217	78.1	205	73.7
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	624	589	94.4	570	91.3
		(2) 救護施設	2	2	100.0	2	100.0
		(3) 乳児院	3	3	100.0	3	100.0
		(4) 障害児入所施設	2	2	100.0	2	100.0
		(5) 障害児支援施設等	66	56	84.8	53	80.3
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	261	250	95.8	245	93.9
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	463	452	97.6	444	95.9
		(4) 児童発達支援センター等	23	20	87.0	18	78.3
		(5) 身体障害者福祉センター等	117	106	90.6	102	87.2
	ニ	幼稚園等	129	124	96.1	121	93.8
７　項		学校	702	663	94.4	628	89.5
８　項		図書館等	69	66	95.7	60	87.0
９項	イ	特殊浴場	13	13	100.0	13	100.0
	ロ	一般浴場	14	12	85.7	12	85.7
10　項		停車場	7	5	71.4	4	57.1
11　項		神社・寺院等	323	203	62.8	182	56.3
12項	イ	工場等	876	739	84.4	692	79.0
	ロ	スタジオ等	2	1	50.0	1	50.0
13項	イ	駐車場等	4	2	50.0	0	0
	ロ	航空機格納庫	0	0	0	0	0
14　項		倉庫	113	75	66.4	67	59.3
15　項		事務所等	1,295	1,078	83.2	993	76.7
16項	イ	特定複合用途防火対象物	2,638	1,872	71.0	1,728	65.5
	ロ	非特定複合用途防火対象物	254	167	65.7	144	56.7
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0
(16の3)項		準地下街	0	0	0	0	0
17　項		文化財	16	11	68.8	11	68.8
合　計			16,124	12,812	79.5	11,965	74.2

（注）１　防火対象物の区分は、消防法施行令別表第１による区分であり、施設の名称はその例示である。

２　防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。

第２表　防火管理者資格取得者数（消防長開催）

種類		甲種		乙種	計
区分 ＼ 年度		R4		R4	
		新規	再講習		
消防長が資格を附与した者	津市	282	45	39	366
	四日市市	377	47	81	505
	伊勢市	0	0	0	0
	桑名市	157	65	23	245
	鈴鹿市	188	16	30	234
	名張市	0	2	0	2
	亀山市	30	14	0	44
	鳥羽市	0	0	0	0
	熊野市	49	0	0	49
	志摩市	0	49	0	49
	伊賀市	93	8	0	101
	菰野町	40	0	0	40
	三重紀北	0	8	0	8
	松阪広域	0	0	0	0
	紀勢地区広域	0	0	0	0
	小計	1,216	254	173	1,643
県知事が資格を附与した者		0	0	0	0
合計		1,216	254	173	1,643

（注）　防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、旅館、デパート、病院等の不特定多数が出入りする施設にあっては300㎡未満、その他の施設にあっては500㎡未満のものについては甲種又は乙種の防火管理者を、これ以外の大規模な施設については甲種の防火管理者を選任する必要がある。また、社会福祉施設で主として入所を伴うもの（消防法施行令別表第一６項（ロ））では、面積に関係なく甲種が必要となる。
なお、乙種防火管理者の区分は昭和62年度から設けられた。

３　消防用設備等の規制、「重大違反対象物」の公表制度

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備及び消防用水等の施設をいい、生命、財産を保護し、火災の早期発見及び被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために不可欠である。

消防法第17条では、一定規模以上の防火対象物には、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防用設備等の設置を義務付けるとともに適正に維持しなければならない。県内の防火対象物は、〔附表11〕、〔附表12〕のとおりである。

県内における主たる消防用設備等の設置状況は、〔附表 13〕に示すとおりで、屋内消火栓設備の設置率95.7％(特例によるものを含む)、スプリンクラー設備の設置率99.7％(同)、自動火災報知設備の設置率98.4％（同）となっている。なお、これら３つの消防用設備の未設置及び過半に及ぶ不備は「重大な違反」として、早期是正の徹底に取り組んでいる。

また、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページ等で公表する「違反対象物の公表制度」が、令和２年４月から県内全ての消防本部

で開始され、〔附表 14〕に示すとおりである。

4　防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度

平成 13 年９月１日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図るため消防法が一部改正され、平成 15 年 10 月１日から、防火対象物の防火基準適合性を示すものとして、防火対象物定期点検報告制度が実施されている。

また、平成 21 年６月１日から大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化され上記の制度とともに運用されている。

この制度は、多数の人が出入りする一定の防火対象物について点検資格者による定期点検（１年１回）を行い、その結果を消防機関へ報告するもので、点検基準に適合している場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができ、さらに消防機関が優良と認めた（特例認定を受けた）場合は、点検報告の義務が３年間免除され、「防火・防災優良認定証」を表示することができる。

防火対象物点検報告の実施状況及び特例認定済防火対象物は、〔第３表〕のとおりであり、今後更に関係各機関による本制度の周知と効率的な制度運用を図ることが必要となる。

防火基準点検済証

防災基準点検済証

防火・防災基準点検済証

防火優良認定証

防災優良認定証

防火・防災優良認定証

また、平成24年５月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における防火安全体制を確立するため「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日消防庁通知)により、消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する宿泊施設の防火対象物適合表示制度の運用が４月１日より開始され、８月１日から、表示基準に適合しているホテル・旅館等に対し交付された表示マークの掲出及び使用が開始された。

三重県内では､令和５年３月31日現在で表示制度の対象となる防火対象物は364件ある中で、当年度は５件の交付申請（内訳にあっては、金マーク申請５件、銀マーク申請０件）に対し５件の表示マークを交付している。

宿泊施設の防火対象物適合表示制度における表示マーク

表示マーク（金）

表示マーク（銀）

第３表　防火対象物定期点検報告制度実施状況

（令和５年３月 31 日現在）

防火対象物の区分 ＼ 事項			該当防火対象物数	点検報告済防火対象物数			特例認定済防火対象物数
					基準適合	基準適合率（%）	
１項	イ	劇場等	72	35	10	28.6	10
	ロ	公会堂等	411	186	52	28.0	42
２項	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	82	43	20	46.5	15
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	12	7	2	28.6	0
３項	イ	料理店等	3	1	0	0	0
	ロ	飲食店	55	7	2	28.6	2
４　項		百貨店等	373	209	96	45.9	39
５項	イ	旅館等	138	63	32	50.8	12
６項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	30	16	9	56.3	6
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	0	0	0	0	0
		(3) 病院（(1)に掲げるものを除く）、有床診療所（(2)に掲げるものを除く）、有床助産所	27	17	6	35.3	4
		(4) 無床診療所、無床助産所	13	5	0	0	0
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	9	1	1	100.0	0
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0	0
		(5) 障害児支援施設等	1	0	0	0	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	7	3	0	0	0
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	14	4	3	75.0	0
		(4) 児童発達支援センター等	0	0	0	0	0
		(5) 身体障害者福祉センター等	4	1	1	100.0	0
	ニ	幼稚園等	12	4	1	25.0	1
９項	イ	特殊浴場	11	3	1	33.3	0
16 項	イ	特定複合用途防火対象物	377	167	59	35.3	45
(16 の２)項		地下街	0	0	0	0	0
合　計			1,651	772	295	38.2	176

５　消防設備士制度

（１）消防設備士試験

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等の設置工事又は整備のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ行ってはならない。

平成 16 年６月１日から甲種消防設備士の指定区分に、「特殊消防用設備等」の工事又は整備を行うことができる特類が新たに創設された。

消防設備士試験は昭和 60 年度から国の指定試験機関である(一財)消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が消防設備士免状を交付している。令和４年度における消防設備士免状取得者数は〔第４表〕のとおりである。

第４表　消防設備士免状取得者数

種類＼年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
甲種	特類	3	4	1	3	2	0	2	5	1	4
	1	29	27	28	27	28	25	28	34	39	34
	2	8	9	18	14	14	14	14	12	18	15
	3	9	7	12	13	10	7	10	15	16	15
	4	49	55	55	64	53	55	53	72	91	72
	5	8	11	16	9	14	10	14	7	21	17
	小計	106	113	130	130	121	111	121	145	186	157
乙種	1	10	15	18	14	9	9	9	6	21	8
	2	4	5	3	4	3	4	3	4	3	4
	3	5	3	4	3	3	0	3	5	6	6
	4	34	31	22	34	43	23	43	39	40	37
	5	8	10	7	6	5	5	5	4	14	4
	6	91	116	96	71	86	126	86	136	191	109
	7	36	30	35	37	30	30	30	34	38	39
	小計	188	210	185	169	179	197	179	228	313	207
合 計		294	323	315	299	300	308	300	373	499	364

（2）消防設備士講習

消防用設備に関する技術の進歩に対応するなど、消防設備士としての資質の維持向上のため、消防設備士に対し講習が義務付けられ、消防設備士は免状の交付を受けた日以後の最初の４月１日から２年以内に講習を受け、その後も講習を受けた日以後の最初の４月１日から５年以内ごとにこの講習を受けなければならない。

昭和56年度から本講習は（一財）三重県消防設備安全協会に委託し実施しており、令和４年度における受講者数は〔第５表〕のとおりである。

第５表　消防設備士義務講習受講者数

講習区分＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
消火設備	200	242	214	165	206	197	218	203	164	197
警報設備	383	436	421	395	418	361	405	347	375	405
避難設備・消火器	330	339	288	264	349	319	308	271	299	343
合計	913	1,017	923	824	973	877	931	821	838	945

（注）消火設備とは、甲種・乙種の第１～３類
警報設備とは、甲種の第４類・乙種の第４類及び第７類
避難設備・消火器とは、甲種の第５類・乙種の第５類及び第６類に対する講習です。

６　危険物規制

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはいけない。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

加えて一定規模以上の危険物施設は危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等保安に関する措置を講じなければならない。

このような危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置している 12 市町の市町長（事務委託を含む。）及び３消防組合の管理者が実施している。

県内には四日市臨海地区に石油コンビナートがあり、他府県に比べ原油、重油等第４類の危険物を扱う製造所、屋外タンク貯蔵所が数多く設置され、これらの危険物施設の事故を防止するため立入検査を積極的に実施する等保安体制の強化を図っている。

７　危険物施設の状況

令和５年３月 31 日現在における県内の危険物施設の総数は 9,788 施設（完成検査済証交付施設数）で前年に比べ 132 施設減少している。

施設別にみると〔第１図〕のように屋外タンク貯蔵所 2,502 施設（全体の 25.6%）が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所 1,476 施設（15.1%）、一般取扱所 1,398 施設（14.3%）、屋内貯蔵所 1,267 施設（12.9%）等となっている。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第４類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、9,384 施設と全体の 95.9%を占めている。

また、規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量の指定数量の倍数による。）にみると、その構成は〔第２図〕のとおりであり、構成比は前年とほとんど変わっていない。

第１図　危険物施設数の状況

（令和５年３月31日現在）

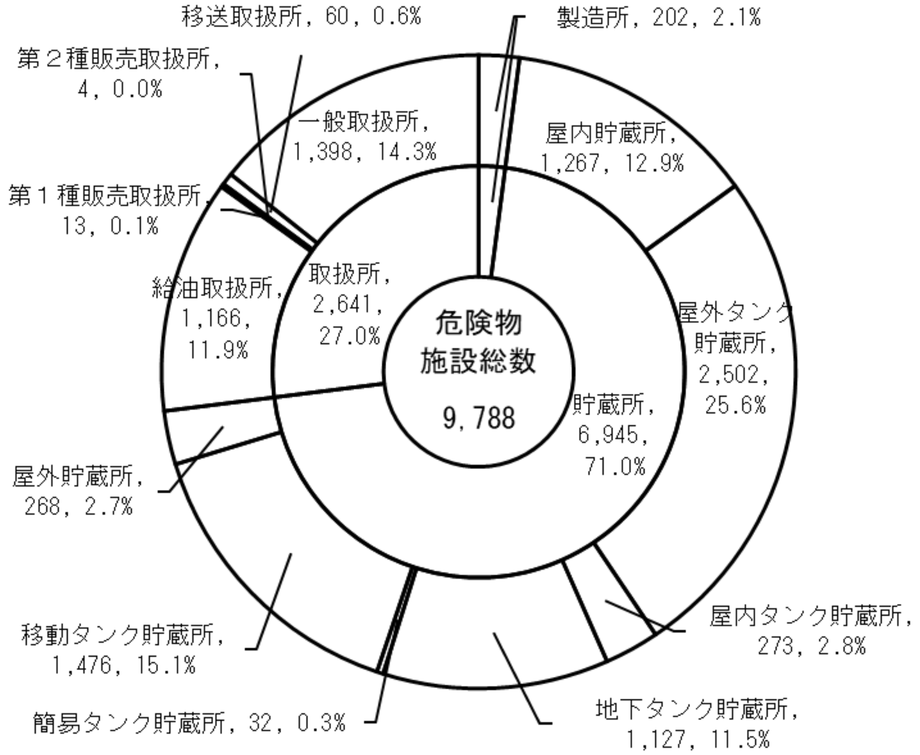

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100％にならない場合がある。

第２図　危険物施設の規模別構成比（指定数量の倍数）

（令和５年３月31日現在）

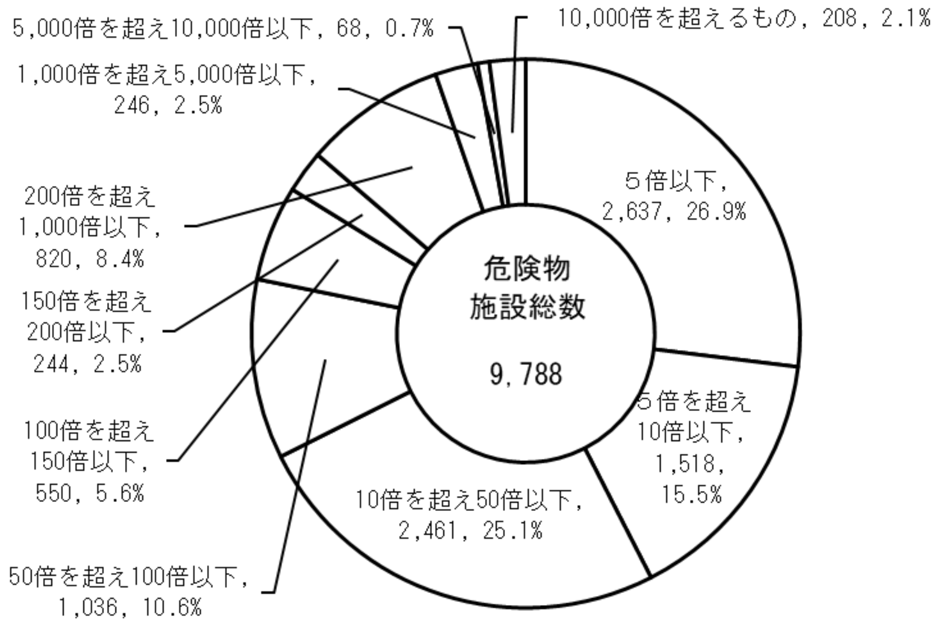

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100％にならない場合がある。

８　危険物施設の事故

令和４年中における危険物施設等の事故発生件数は、〔第６表〕のとおり 14 件である。このうち、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は５件である。

危険物施設の事故は、危険物の特性から事業所はもとより、周囲の住民の生命、財産にまでその被害が及ぶ場合があり、設置者及び危険物取扱者は危険意識をもって取り組み、事業所全体の防災体制の確立に努めなければならない。

なお、消防庁では６月の第２週を危険物安全週間と定め、各種の安全啓発活動、事業所における危険物施設の自主点検、消防訓練及び保安研修の実施、消防機関による立入検査等を積極的に実施しているところである。

また、過去 10 年間における事故発生件数は〔第３図〕のとおりである。この中には石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設でない施設の事故も含まれている。

危険物施設の総数は減少しているが、事故の件数は高止まりしている。

第６表　製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様（令和４年）

製造所等の区分	件 数	事故の態様			
		火 災	流 出	コンタミ	その他
製造所	2	1	1	0	0
移動タンク貯蔵所	1	1	0	0	0
給油取扱所	6	3	0	1	2
一般取扱所	5	4	1	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	14	9	2	1	2

第３図　危険物施設等の事故発生件数の推移

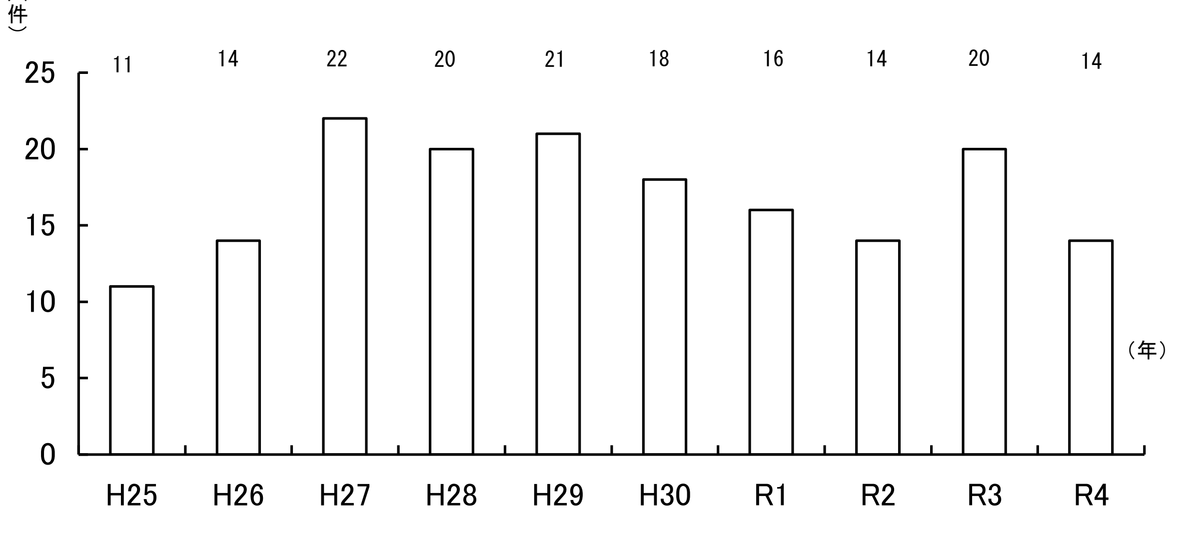

９　危険物取扱者制度

（１）危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者でなければ行ってはならず、それ以外の者が取扱う場合は、甲種又は乙種の危険物取扱者の立ち会いが必要とされている。

危険物取扱者試験は昭和60年度から国の指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が危険物取扱者免状を交付している。

令和３年度における危険物取扱者免状取得者は、〔第７表〕のとおりである。

第７表　危険物取扱者免状種類別取得者数

種類＼年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
甲種		182	180	114	127	153	152	154	168	154	132
乙種	第1類	409	447	492	398	374	316	283	245	270	123
	第2類	388	448	401	458	362	372	308	280	266	164
	第3類	423	425	353	464	318	307	252	228	238	188
	第4類	2,280	2,145	2,034	1,974	2,290	2,012	1,977	1,744	2,218	1,575
	第5類	458	474	480	349	344	311	273	252	254	198
	第6類	455	507	488	469	341	384	272	291	289	177
	小計	4,413	4,446	4,248	4,112	4,029	3,702	3,365	3,040	3,535	2,425
丙種		396	363	280	257	286	402	174	100	180	81
合計		4,991	4,989	4,642	4,496	4,468	4,256	3,693	3,308	3,869	2,638

（２）危険物取扱者保安講習

消防法の改正並びに危険物の貯蔵及び取扱い技術の進歩に対応するなど、危険物取扱者としての資質維持のため、危険物取扱作業に継続して従事する危険物取扱者に対し、受講を義務付けており、原則として免状の交付を受けた日又は保安講習を受けた日以後における最初の４月１日から３年以内にこの講習を受けなければならない。

平成２年度から本講習は（一社）三重県危険物安全協会に実施を委託しており、その受講者数は〔第８表〕のとおりである。

第８表　危険物取扱者保安講習受講者数

区分＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
給油取扱所	586	514	550	526	496	581	516	501	487	518
コンビナート事業所	1,765	1,630	1,955	1,939	1,740	1,913	1,885	1,811	2,060	2,172
移動タンク貯蔵所	163	189	206	159	205	106	140	89	144	131
その他事業所	1,518	1,441	1,520	1,560	1,531	1,776	1,803	1,544	1,783	1,970
計	4,032	3,774	4,231	4,184	3,972	4,376	4,344	3,945	4,474	4,791